（原案）

資料３－２

千葉市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

令和５年　月

千　葉　市

目次

Ⅰ　千葉市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の趣旨 1

1　基本構想策定の目的 1

2　基本構想の策定方法及び策定体制 1

Ⅱ　基本構想の内容 3

第１　農業経営基盤の強化の促進に関する目標 3

1　農業経営基盤の強化の基本的な推進方向 3

2　効率的かつ安定的な農業経営体の育成目標と育成方向 5

3　新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標 8

4　優良農地を確保するための基本的な方向 9

第２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標 10

第３　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に 関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標 23

第４　農業を担う者の確保及び育成に関する事項 29

1　農業を担う者の確保及び育成の考え方 29

2　市町村内の関係機関との役割分担・連携の考え方 31

3　市町村が主体的に行う就農等促進のための取組 32

4　就農等希望者の受入から定着に向けたサポートの考え方・取組 32

第５　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の 集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項 33

1　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 33

２　その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項 33

第６　農業経営基盤強化促進事業に関する事項 35

１　第１８条第１項の協議の場の設置の方法、第１８条第１項に規定する地域計画の区域の基準その他第４条第３項第１号に掲げる事業に関する事項 35

２　農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項 35

３　農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等 39

４　その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項 39

第７　その他 41

Ⅰ　千葉市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の趣旨

１　基本構想策定の目的

本市農業は、市街地の後背部に広大な優良農地を有し、水田を中心とした土地基盤整備をはじめ生産施設や機械等の近代化など生産基盤の強化を図るとともに、大消費地に近接する恵まれた立地条件を生かし、「新鮮で安全安心な農畜産物を安定的に供給する」という本来的な機能を果たしており、県下でも有数の農業産出額を誇っている。

しかし、近年の経済のグローバル化やデジタル社会の進展、国内外における環境への関心の高まりなど、農業を取り巻く環境は日々変化をしており、農業経営者の減少と高齢化が進展する中、将来の担い手の確保・育成や環境に配慮した生産性の高い農業構造への抜本的改革など、解決しなければならない多くの課題を抱えている。

また、市民生活の変化による食生活の多様化が進み、農畜産物に対する安全志向が高まっていることや農業の持つ豊かな自然環境や景観の維持、保全など、快適な市民生活を維持するための多様な機能に大きな期待が寄せられている。

このような状況を踏まえ、本市の立地条件を生かしながら社会経済情勢の変化に対応しうる生産機能と多様な機能のバランスある発展を目指し、効率的かつ安定的な農業経営の目標を定め「産業として自立できる農業の確立」を推進するため、農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号。以下「法」という。）第５条の規定により定められた県基本方針に即し、同法第６条の規定により地域の実情を踏まえた基本構想を策定するものである。

２　基本構想の策定方法及び策定体制

本基本構想の策定に当たっては、農業団体・農業関係機関等の代表者により構成された「千葉市農政推進協議会」を審議機関として審議し、千葉市農業基本計画その他の計画等との整合を図りつつ策定した。

なお、策定のフローは次の通りである。

基本構想の策定体制

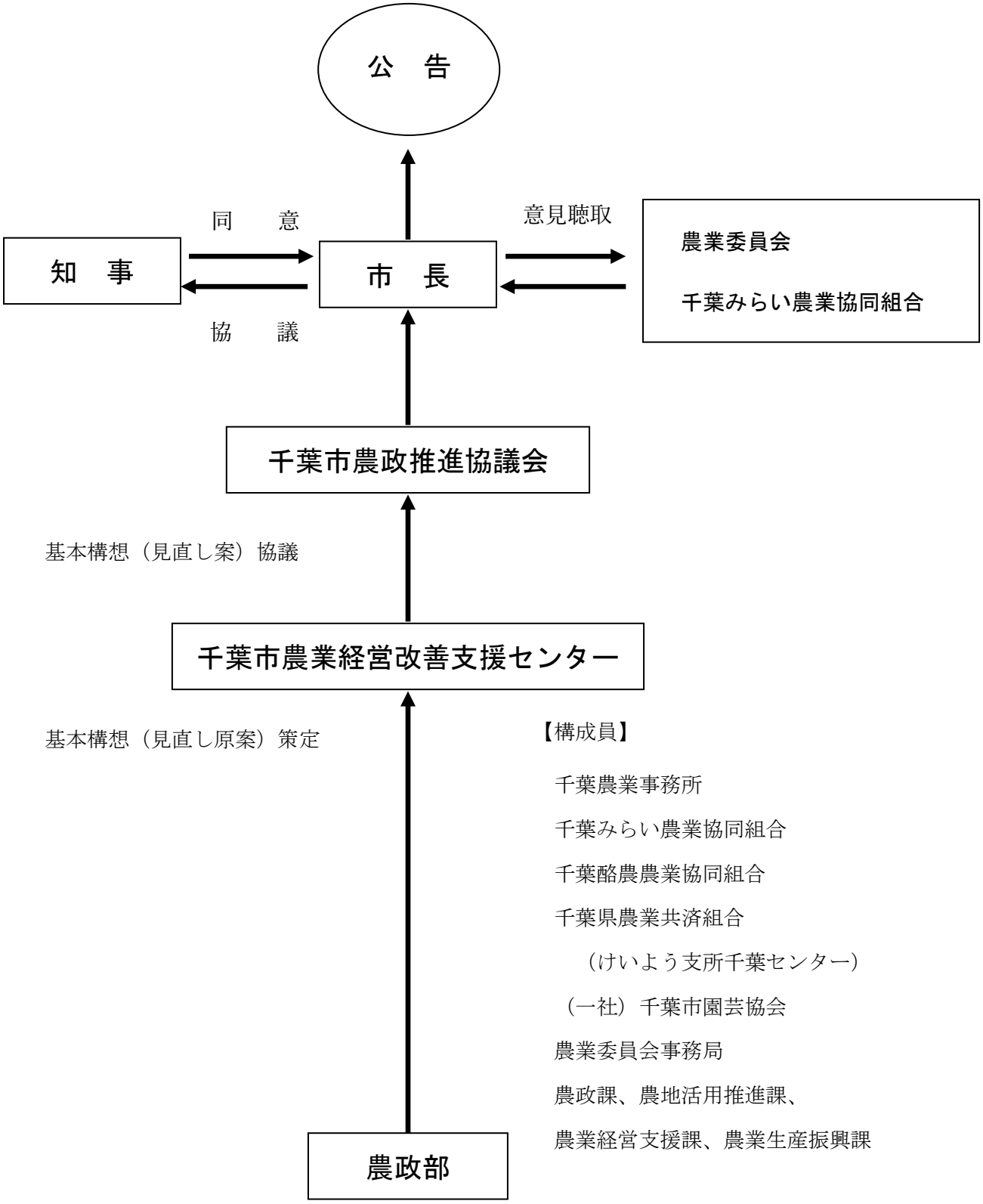
公　告
同　　意
意見聴取
知　事
市　長
農業委員会
千葉みらい農業協同組合
協　　議
千葉市農政推進協議会
基本構想（見直し案）協議
千葉市農業経営改善支援センター
基本構想（見直し原案）策定
【構成員】
千葉農業事務所
千葉みらい農業協同組合
千葉酪農農業協同組合
千葉県農業共済組合
（けいよう支所千葉センター）
（一社）千葉市園芸協会
農業委員会事務局
農政課、農地活用推進課、
農業経営支援課、農業生産振興課
農政部
基本構想（見直し素案）策定

Ⅱ　基本構想の内容

第１　農業経営基盤の強化の促進に関する目標

１　農業経営基盤の強化の基本的な推進方向

（１）農業の現状

本市は、東京湾の湾奥部に面し、千葉県のほぼ中央部、東京都心から約４０㎞に位置しており、西南部は海岸線に臨んで市街地を形成し、東部・東南部には平坦な丘陵台地が連なる農業地帯となっている。

農業生産の基盤となる、農業経営体数は減少が進んでいる一方、経営耕地の面積は増加傾向にある。

経営耕地は、畑地が約６０％を占める畑作中心であり、野菜をはじめ、米、花き、畜産など多様な農業生産が行われている。

（２）農業の課題

ア　農業構造の強化に向けた対応

２０２０年農林業センサスの結果によれば、本市の農業経営体数は、２０１５年の１，１２４経営体から２０２０年は９１１経営体と直近の５年間で約２０％減少しており、減少傾向に歯止めがかからない状況。また、基幹的農業従事者についても２０１５年の１，５９５人から２０２０年には１，２６２人と減少傾向にあり、その内６５歳以上が占める割合は６３．６％から７１．３％に増加している。このような農業経営体の減少と高齢化が進展する状況にあって、優良農地の確保や荒廃農地の発生防止・解消、さらには自然環境や国土の保全、水源のかん養などの農業・農村が持つ多様な機能の持続的な発揮のために、地域農業の中心となる意欲ある担い手の確保・育成を進め、農業構造の強化を図ることが必要である。

イ　農業経営の持続性確保に向けた対応

２０２０年農林業センサスの結果によれば、全国的に農業経営体数は減少しているが、農産物販売金額規模が３，０００万円以上の層では増加していることが明らかになっている。本市においても経営耕地面積を広げ、販売金額を拡大する農業経営体では減少幅が少なく、または増加傾向にある。

販売金額の多寡によって農業経営の持続性に差が生じている状況であることから、近年技術の進展が著しいスマート農業技術等の活用や生産した農産物の高付加価値化等により、生産力・販売力の強化を図り、農業経営の持続性を確保する必要がある。

ウ　人口減少や高齢化の進展による集落機能の低下への対応

農村は、農業の本来的機能である食料供給に加え、景観や自然環境の保全等の多様な機能を有しており、市民にゆとりや憩い、潤いをもたらしている。

しかしながら、人口減少や高齢化の進展により、生産活動や集落としての機能が低下し、荒廃農地や有害鳥獣等による農作物への被害が拡大しているため、都市と農村の交流や地域の活動に対する支援を通じて、農村の活性化を図っていくことが必要である。

エ　スマート農業技術の活用に向けた対応

人口減少社会において、産業競争力の強化や地域社会の活力低下が懸念されており、デジタル技術の活用による変革は重要な課題となっている。

農業分野においても、導入によって農作業の省力化や生産スキルの継承、収量の平準化が期待できるスマート農業技術を活用することが効果的であり、普及に向けた支援を進めることが必要である。

オ　自然災害や家畜伝染病への対応

地球温暖化などをはじめとする気候変動の影響による記録的な大雨や台風等の自然災害は、農業の持続性を脅かす重大なリスクとなっている。

令和元年９月９日に本市付近に上陸した台風１５号の影響で、県内では最大約６４万軒（市内最大約１０万軒）が停電したほか、本市では最大瞬間風速が観測史上第１位となる５７．５ｍを記録し、倒木による長期間の停電の発生や断水、通信障害など、市民生活や産業活動の多方面に大きな被害が生じる災害となった。

今後も、気候変動による自然災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、災害に備えたＢＣＰの推進や被害状況把握体制の整備等の被害を最小限にとどめるための取組を進める必要がある。

また、近年、千葉県内では高病原性鳥インフルエンザが相次いで発生し、関東近県では豚熱が発生する等、本市農業の特徴でもある畜産業への影響が懸念される状況であり、家畜伝染病予防に向けた支援を継続的に行う必要がある。

カ　持続可能な食料システムの構築に向けた対応

２０１５年に、温室効果ガス削減に関する国際的な協定である「パリ協定」が採択されて以降、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策の推進に対する関心は世界的に高まっている。

農林水産分野においても、令和３年５月、国は「みどりの食料システム戦略」を新たに策定し、持続可能な食料システムの構築に向けて、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進することを示しており、本市の生産現場においても、環境負荷低減等の取組に向けて動き出すことにより、国の農政関連の支援を効果的に活用することが必要である。

（３）本市農政の施策展開の方向性

ア　農業者と農地等の生産基盤に関する施策展開の方向性

農業の担い手を確保・育成し、農業の持続性を確保する本市農業者の減少に歯止めをかけ、青年農業者を確保することは、本市農業の持続性を高めていくために、最も効果的と言える。また、本市農業は、首都圏や地元千葉市といった大消費地に出荷しやすい環境にあることに加えて、優良な農地を有していることから、法人の農業分野への参入が相次いでおり、この動きをさらに促進させていく必要がある。

そのため、青年農業者や法人等、新たな担い手の確保や地域の中心的な経営体の育成を目指すとともに、後継者対策等の家族農業経営の支援を行い、農業の担い手の確保・育成を目指す。併せて、担い手が効率的な経営を行うことができるよう、「地域計画」を策定し、将来の地域の農地利用の姿を明確にするとともに、農地中間管理事業等の活用により農地の流動化を促進する。

イ　作る技術と売る技術に関する施策展開の方向性

生産力や販売力を強化し、農業を成長産業化させる技術の進展が著しいスマート農業技術等の活用や生産した農産物の高付加価値化等により、生産力・販売力の強化を図り、農業経営体の持続性を確保することで、農業経営体の減少をくい止める必要がある。

そのため、スマート農業技術等の活用支援や環境負荷軽減に資する農業技術の振興、農業者の技術力の向上、農作物の高付加価値化と販売・ＰＲ力の強化等を行い、農業の成長産業化を図る。

ウ　農林業が市民生活に与えるめぐみに関する施策展開の方向性

農と森林が持つ多様な機能を保全、活用し、市民に憩いや潤いを与える市民に身近な市街地で農業が営まれるとともに、豊かな農村・森林を有するという本市の特徴を踏まえ、本市の農業・農村と森林が持つ多様な機能の維持増進と積極的な活用を図り、市民の潤い創出や交流人口の増加など、様々な効果を発揮することを目指す。

２　効率的かつ安定的な農業経営体の育成目標と育成方向

（１）効率的かつ安定的な農業経営体の育成目標

次代を担う若い世代に引き継げる魅力ある農業を確立するためには、地域の中心となる経営体の規模拡大や意欲ある担い手への農地の集積・集約化、施設整備、雇用労働力の確保、労働条件の改善等を自主的かつ計画的に進め、他産業従事者と遜色のない水準の労働時間と生涯所得を将来（概

ね１０年後）の目標とした、経営感覚に優れた経営体を地域の実情に応じて育成しなければならない。

具体的には、年間農業所得、年間労働時間等の目標を概ね次のとおりとし、さらに定期休暇の取得が可能となる優れた農業経営体の育成を図る。

☆年間農業所得　・・・・・　主たる従事者１人当たり５２０万円程度
☆年間労働時間　・・・・・　主たる従事者１人当たり１，８００～２，０００時間程度
（注）「主たる従事者」：農業経営において主体的な役割を担う者
（例）法人経営における経営者・役員等、家族経営における世帯主

（２）効率的かつ安定的な農業経営体の育成方向

効率的かつ安定的な農業経営を目指す農業者に対し、農業経営改善計画の認定及び、認定後の計画達成のための各種支援策を講じて、経営感覚に優れた経営体を育成する。

経営感覚に優れた企業的な経営を実現するために、農畜産物をつくるだけの「生産者」から農業経営をマネージメントする「経営者」への意識改革を推進する。

「職業として魅力ある農業経営」を目指すため、一戸一法人、組織の法人化等経営の法人化への誘導を図る。

ア　個別経営体の育成方向

（ア）土地利用型農家の育成

ａ　水田を中心とした規模拡大農家

販売農家における１戸当たりの水田の経営耕地面積は平均１５５アールで、小規模農家が大半を占めており、農業機械への投資が過剰傾向にある。

そこで、地域において機械・施設の導入や農地の集約を進めて、低コスト稲作経営の推進を図るとともに、本市にあった水稲中心の経営による土地利用型農家の育成に努める。

ｂ　畑作を中心とした規模拡大農家

農地の利用集積については、親類縁者による貸借が多く集団的集積が図られておらず、農業機械の効率的な活用がなされていないのが現状である。

これらを積極的に推進するためには、農地中間管理事業や農地銀行制度の活用により農地の利用調整を行い、農地の集積・集約化を促進するとともに、土地利用型農家の育成に努める。

（イ）集約型・複合型農家の育成

首都圏への農畜産物の供給基地という恵まれた立地条件を生かし、先端技術や設備の導入と雇用労働力の確保による集約化を進め、周年安定生産体系の確保を図る。

また、他部門との組み合わせによる経営の複合化や、６次産業化の推進等、地域の特色を生かし経営する農家の育成に努める。

（ウ）個別経営体の法人化への誘導策

a　スマート農業技術を活用した省力化

スマート農業技術等により省力化を図るための制度資金等による支援

b　定期的な研修による栽培技術の向上

農業事務所等関係機関の協力を得た技術研修等による技術向上

c　経営管理の向上

家計と経営の分離、パソコン等を使用した複式簿記による管理能力の向上

d　定期的な休日の実施

他産業並の充実

e　給与制の実施

月給制の実施による企業的な経営の実現

f　家族経営協定の締結

家族経営協定の締結により役割分担を明確化し、女性の地位の向上と男女共同参画社会を実現

g　雇用労働力の確保

農業労働力確保支援事業による支援

イ　組織経営体の育成方向

（ア）農作業受託組織

若葉区・緑区を中心に農作業受託組織としてライスセンター等が１２か所設置され、令和４年度の各ライスセンター全体の受託面積は、約２５２．４ヘクタールとなっている。これは水田作付面積６３５ヘクタールの３９．７％を占め、市内の稲作農家の大半を占める飯米農家にとっては、必要不可欠な存在となっている。また、野菜中心農家にとってもこの農作業受託組織は、労働力集中を解消することからも重要な役割を担っている。

今後、集落を単位とする経営体として組織の育成と、体質強化のための広域化等を推進する。

（イ）農業生産組織

現状の生産組織は共同利用組織等が主であるが、個別経営体の生産過程における補強・補完的な組織であり、このような組織形態では、当面の地域農業を維持していくことはできても、将来的に地域農業を担っていくことは困難である。

そこで既存の組織を中心とした、組織の合理化・効率化、農業従事の態様の改善等を進め、組織の経営基盤・体質の強化を推進する。

（ウ）組織経営体の法人化への育成・誘導策

a　経営基盤の確立

b　水稲専作経営から農閑期を活用した畑作農作業の受託

c　法人化により後継者及び新規就農者等を育成

d　その他個別経営体の誘導策に準ずる

３　新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標

（１）新規就農の確保・育成に関する方向性

２０２０年農林業センサスの結果によれば、本市の農業経営体数は減少に歯止めがかからず、また、基幹的農業従事者についても高齢化が進行している状況である。そのため、農業の持続性を高め、１００年先の未来に農業と食をつなぐためには、将来にわたって、４０代以下の青年農業経営者等を安定的かつ計画的に確保・育成していく必要がある。

（２）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標

（１）の状況を踏まえ、本市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から５年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を図っていくものとする。

ア　確保・育成すべき人数の目標

千葉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた、新規就農者数を年間４５０人確保するという新たに農業を営もうとする青年等の確保目標を踏まえ、千葉市においては年間１３人の新規就農者（新規参入）の確保を目標とする。

イ　新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から５年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得を目標とする。

◎年間農業所得　・・・・・　主たる従事者１人当たり２７０万円程度
◎年間労働時間　・・・・・　主たる従事者１人当たり１，８００～２，０００時間程度
（注）「主たる従事者」：農業経営において主体的な役割を担う者
（例）法人経営における経営者・役員等、家族経営における世帯主

（３）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に向けた取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を確保・育成していくためには、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、研修の実施、営農計画に対する助言、技術指導、農地のあっせん等、円滑に就農できるよう支援する。

それぞれの事業の実施にあたっては、農業委員会、農地中間管理機構、農業事務所、農業協同組合等と協力し、地域の総力を挙げて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へ誘導していく。

４　優良農地を確保するための基本的な方向

（１）優良農地を確保するための基本的な方向

千葉市の農業振興地域は市域の約５０％を占めており、食料の安定供給や、多面的機能の発揮の面からも貴重な財産であるため、農地関係法令に基づく適正な管理や、農業生産基盤の整備、農地の集積と作付拡大による農地利用の向上とともに、荒廃農地の解消に向けた対策により優良農地の確保と有効利用を推進する。

（２）土地整備基盤の基本的な方向

大型農業機械の導入や農作物の搬出等を効率化するため、農道の舗装整備を推進し、また、排水路管理作業の軽減や降雨時の溢水を軽減するため、水路のコンクリート構造化を推進する。さらに、北総中央用水等を利用する地域の拡大を推進する。

第２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第１で示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、千葉市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

1　効率的かつ安定的な農業経営の指標

（1）個別経営体

営農類型	主要品目又は家畜名	経営規模					労働力		労働時間					延面積又は頭羽数	農業粗収入	経費		農業所得		所得率	主たる従事者1時間当り労働報酬
		水田		畑		計	基幹	補助	経営主	補助者	雇用者	計	10a当り又は頭羽数当り			計	10a当り又は頭羽数当り	主たる従事者1人当り	10a当り又は頭羽数当り		
		自作地	借入地	自作地	借入地																
		ha	ha	ha	ha	ha	人	人	時間		時間	時間	時間	ha	万円	万円	万円	万円	万円	%	円
水稲専作	水稲	2.0	14.0			16.0	1	1.0	1,800	400	1,400	3,600	18.0	20.0	1,920	1,394	7	526	3	27%	1,461
露地野菜専作（ネギ基幹）	ネギ・キャベツ・ハクサイ			2.3		2.3	1	2.0	2,000	3,200	1,344	6,544	285	2.3	2,002	1,200	52	802	35	40%	1,226
露地野菜専作（春夏ニンジン基幹）	春夏ニンジン・ホウレンソウ・コマツナ			1.6	1.0	2.6	1	2.0	2,000	4,000	800	6,800	262	2.6	1,758	1,237	48	521	20	30%	766
露地野菜専作（秋冬ニンジン基幹）	秋冬ニンジン・落花生・ショウガ			1.5	1.0	2.5	1	1.0	2,000	1,400	600	4,000	160	2.5	1,040	515	21	525	21	50%	1,313
露地野菜専作（大規模経営）	秋冬ニンジン・ゴボウ・ヤマトイモ・サツマイモ他			3.5	14.0	17.5	2		4,000		18,668	22,668	130	17.5	7,342	5,436	31	953	5	13%	420
軟弱野菜専作（コマツナ）	コマツナ			1.00		1.0	1		2,000		10,000	12,000	250	4.0	1,200	540	14	660	17	55%	550
施設野菜専作（トマト直売）	トマト			0.2		0.2	1	2.0	2,000	2,000		4,000	2,000	0.2	1,920	1,384	692	536	268	28%	1,340
施設野菜専作（イチゴ）	イチゴ			0.36		0.36	1		2,000		6,000	8,000	2,222	0.36	2,571	1,952	542	619	172	24%	774
施設野菜専作（イチゴ観光農園）	イチゴ			0.2		0.2	1		1,920		2,480	4,400	2,200	0.2	2,016	1,431	716	585	293	29%	1,330
酪農専業	乳用牛			2.5	1.5	4.0	1	2.0	2,000	2,640	5,000	9,640	155	62.0	9,034	8,532	74	502	12	5.6%	521

（2）組織経営体

水稲専作	水稲		42.0			42.0	2	1.0	4,380	1,150		5,530	17	42.0	5,090	2,860	7	2,230	5	44%	4,033

【個別経営体】

営農類型	規模	目標	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
水稲専作	水田 16.0ha 自作地 2.0ha 借入地 14.0ha 作業受託 （主要作業） 4.0ha 労働力 家族　2人 （基幹1人 補助1人）	所得 526万円 労働時間 2,200時間	〈資本装備〉 ・トラクター ・田植機 ・コンバイン ・乾燥機 ・フォークリフト ・畦塗り機 ・作業場 ・トラック ・軽トラック 〈技術内容〉 ・側条施肥田植え ・土壌分析による効率的な施肥 ・規模にあった機械・施設の導入 ・スマート農業機械等の導入	・圃場の集団化 ・圃場別生産管理状況の記録 ・パソコンの活用による経営管理 ・複式簿記の記帳 ・青色申告の実施 ・作業管理日誌の記帳と活用 ・補助金の活用	・月給制の導入 ・定期的な休日の実施 ・作業分担の明確化

算　出　の　基　礎

農業粗収入	－	農業経営費	＝	農業所得
1,920万円		1,394万円		526万円

1　品　目　水稲

2　規　模　水稲（主食用米）　12.0ha
水稲（飼料用米）　4.0ha
作業受託　4.0ha
（代かき･移植収穫･乾燥調製）

3　生産量　82,880kg（518kg/10a）

4　単　価　水稲（主食用米）　183円/kg
水稲（飼料用米）　58円/kg
作業受託
（代かき・移植）　18,370円/10a
（収穫・乾燥調製）　47,300円/10a

5　所得率　27%

6　単位面積当たりの労働時間　18時間/10a

7　総労働時間　3,600時間

8　補助者、雇用者の労働時間
補助者　400時間
雇用者　1,400時間

9　1時間当たりの雇用労賃　1,100円

【個別経営体】

営農類型	規模	目標	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
露地野菜専作 （ネギ基幹）	畑　2.3ha 自作地 2.3ha 労働力 家族　3人 （基幹1人 補助2人）	所得 802万円 労働時間 5,200時間	〈資本装備〉 ・トラクター ・管理機 ・ネギローター ・ネギ皮むき機 ・ネギ定植機 ・ネギ収穫機 ・予冷庫 ・動力噴霧器 ・軽トラック 〈技術内容〉 ・土づくり （緑肥作物の導入） ・適切な輪作体系 ・土壌分析による効率的な施肥 ・機械・施設の導入による効率化	・圃場の集団化 ・圃場区画の拡大 ・圃場別生産管理状況の記録 ・パソコンの活用による経営管理 ・青色申告の実施 ・作業管理日誌の記帳と活用 ・雇用労力の導入	・定期的な休日の実施 ・作業分担の明確化

算　出　の　基　礎

農業粗収入　－　農業経営費　＝　農業所得
2,002万円　　1,200万円　　802万円

1　品　目　ネギ・キャベツ・ハクサイ

2　規　模　2.3ha

3　生産量　ネギ　48,000kg（4,000kg/10a）
キャベツ　30,000kg（6,000kg/10a）
ハクサイ　18,000kg（6,500kg/10a）

4　単　価　ネギ　314円/kg
キャベツ　100円/kg
ハクサイ　100円/kg

5　所得率　40%

6　単位面積当たりの労働時間　285時間/10a

7　総労働時間　6,544時間

8　補助者、雇用者の労働時間
補助者　3,200時間
雇用者　1,344時間

9　1時間当たりの雇用労賃　1,000円

品目	規模 a	生産量 kg	単価 円/kg	所得率 %	品目	規模 a	生産量 kg	単価 円/kg	所得率 %
ネギ	120	48,000	314	47					
キャベツ	50	30,000	100	27					
ハクサイ	30	19,500	100	7					
					計	200	96,000		21

【個別経営体】

営農類型	規模	目標	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
露地野菜専作（春夏ニンジン基幹）	畑　2.6ha 自作地　1.6ha 借入地　1.0ha 労働力 家族3人 （基幹1人 補助2人）	所得 521 万円 労働時間 6,000 時間	〈資本装備〉 ・トラクター ・管理機 ・ニンジン収穫機 ・ニンジン洗い機 ・ニンジン選別機 ・予冷庫 ・動力噴霧器 ・トラック ・軽トラック 〈技術内容〉 ・土づくり （緑肥作物の導入） ・優良品種の導入 ・適切な輪作体系 ・商品化率の向上 ・土壌分析による効率的な施肥 ・機械・施設の導入による効率化	・パソコンの活用による経営管理 ・青色申告の実施 ・作業管理日誌の記帳と活用 ・雇用労力の導入	・定期的な休日の実施 ・作業分担の明確化

算　出　の　基　礎

農業粗収入　－　農業経営費　＝　農業所得
1,758 万円　　1,237 万円　　521 万円

1　品　目　春夏ニンジン・ホウレンソウ・コマツナ

2　規　模　2.6ha

3　生産量　春夏ニンジン 100,000kg（5,000kg/10a）
ホウレンソウ 6,000kg（1,200kg/10a）
コマツナ　1,840kg（1,840kg/10a）

4　単　価　春夏ニンジン　150 円/kg
ホウレンソウ　360 円/kg
コマツナ　230 円/kg

5　所得率　30%

6　単位面積当たりの労働時間　261 時間/10a

7　総労働時間　6,800 時間

8　補助者、雇用者の労働時間
補助者　4,000 時間
雇用者　800 時間

9　1時間当たりの雇用労賃　1,000 円

品目	規模 a	生産量 kg	単価 円/kg	所得率 %	品目	規模 a	生産量 kg	単価 円/kg	所得率 %
春夏ニンジン	200	100,000	150	27					
ホウレンソウ	50	6,000	360	50					
コマツナ	10	1,840	230	30					
					計	260	107,840		30

【個別経営体】

営農類型	規模	目標	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
露地野菜専作（秋冬ニンジン基幹）	畑　2.5ha 自作地　1.5ha 借入地　1.0ha 労働力 家族　2人 （基幹1人 補助1人）	所得 525万円 労働時間 3,400時間	〈資本装備〉 ・トラクター ・ニンジン収穫機 ・ニンジン洗い機 ・ニンジン選別機 ・作業場 ・動力噴霧器 ・かんがい施設 ・土壌消毒機 ・トラック ・軽トラック 〈技術内容〉 ・土づくり （緑肥作物の導入） ・優良品種の導入 ・適切な輪作体系 ・商品化率の向上 ・土壌分析による効率的な施肥	・圃場別生産管理状況の記録 ・パソコンの活用による経営管理 ・複式簿記の記帳 ・青色申告の実施 ・作業管理日誌の記帳と活用 ・作業場改善	・定期的な休日の実施 ・作業分担の明確化

算　出　の　基　礎

農業粗収入　－　農業経営費　＝　農業所得
1,040万円　　515万円　　525万円

1　品　目　秋冬ニンジン・落花生・ラッキョウ

2　規　模　2.5ha

3　生産量　秋冬ニンジン 67,500kg（4,500kg/10a）
落花生　2,800kg（350kg/10a）
ラッキョウ　4,000kg（2,000kg/10a）

4　単　価　秋冬ニンジン　120円/kg
落花生　480円/kg
ラッキョウ　240円/kg

5　所得率　50%

6　単位面積当たりの労働時間　160時間/10a

7　総労働時間　4,000時間

8　補助者、雇用者の労働時間
補助者　1,400時間
雇用者　600時間

9　1時間当たりの雇用労賃　1,000円

品目	規模 a	生産量 kg	単価 円/kg	所得率 %	品目	規模 a	生産量 kg	単価 円/kg	所得率 %
秋冬ニンジン	150	67,500	120	47					
落花生	80	2,800	480	60					
ラッキョウ	20	4,000	240	69					
					計	250	74,300		50

【個別経営体】

営農類型	規模	目標	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
露地野菜専作（大規模経営）	畑　17.5ha 自作地　3.5ha 借入地　14.0ha 労働力 家族　2人 （基幹2人）	所得 1,906万円 労働時間 4,000時間	〈資本装備〉 ・トラクター ・根菜収穫機 ・ニンジン洗い機 ・ニンジン選別機 ・ブームスプレイヤー ・動力噴霧器 ・パイプハウス ・作業場 ・かんがい施設 ・予冷庫 ・トラック ・軽トラック 〈技術内容〉 ・優良品種の導入 ・土壌分析による効率的な施肥 ・規模にあった機械・施設の導入	・圃場の集団化 ・圃場区画の拡大 ・圃場別生産管理状況の記録 ・パソコンの活用による経営管理 ・複式簿記の記帳 ・青色申告の実施 ・作業管理日誌の記帳と活用 ・雇用管理の適正化 ・法人化に向けた準備	・月給制の導入 ・定期的な休日の実施 ・作業分担の明確化 ・家族経営協定の締結

算　出　の　基　礎

農業粗収入　－　農業経営費　＝　農業所得
7,342万円　　5,436万円　　1,906万円

1　品　目　秋冬ニンジン、ゴボウ、ヤマトイモ、サツマイモ、ショウガ、キャベツ、スイートコーン

2　規　模　17.5ha

3　所得率　26%

4　単位面積当たりの労働時間　130時間／10a

5　総労働時時間　22,688時間

6　補助者、雇用者の労働時間
雇用者　18,668時間

7　1時間当たりの雇用労賃　1,000円

品目	規模 a	生産量 kg	単価 円/kg	所得率 %	品目	規模 a	生産量 kg	単価 円/kg	所得率 %
秋冬ニンジン	300	135,000	110	21					
ゴボウ	300	120,000	110	26					
ヤマトイモ（契）	500	70,000	180	18					
サツマイモ	200	50,000	220	28					
ショウガ	50	7,500	450	37					
キャベツ	200	100,000	100	32					
スイートコーン	200	28,000	300	32					
					計	1,750	510,500		26

【個別経営体】

営農類型	規模	目標	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
軟弱野菜専作 (コマツナ)	畑　1.0ha パイプハウス 8,000 ㎡ 借入地 1.0ha 労働力 家族１人 (基幹１人)	所得 660 万円 労働時間 2,000 時間	〈資本装備〉 ・パイプハウス ・トラクター ・は種機 ・かん水装置 ・動力噴霧器 ・土壌消毒器 ・予冷庫 ・包装機 ・作業場 ・軽トラック 〈技術内容〉 ・土づくり (良質堆肥の確保) ・優良品種の導入 ・土壌分析による 効率的な施肥 ・商品化率の向上 ・周年出荷技術の確立	・パソコンの活用による経営管理 ・複式簿記の記帳 ・作業管理日誌の記帳と活用 ・作業場改善 ・出荷調整作業の効率化 ・出荷データの活用 ・研修による栽培技術の向上 ・雇用労力の導入	・定期的な休日の実施 ・作業分担の明確化

算　出　の　基　礎

農業粗収入　－　農業経営費　＝　農業所得
1,200 万円　　540 万円　　660 万円

1　品　目　コマツナ

2　規　模　4.0ha
(パイプハウス：80a×5 回転)

3　生産量　60,000kg(1,500kg/10a)

4　単　価　200 円/kg(契約出荷)

5　所得率　55%

6　単位面積当たりの労働時間　300 時間/10a

7　総労働時間　12,000 時間

8　補助者、雇用者の労働時間
雇用者　10,000 時間

9　１時間当たりの雇用労賃　1,000 円

品目	規模 a	生産量 kg	単価 円/kg	所得率 %
コマツナ (契)	400	60,000	200	55

品目	規模 a	生産量 kg	単価 円/kg	所得率 %
計	400	60,000	200	55

【個別経営体】

営農類型	規模	目標	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
施設野菜専作（トマト直売）	パイプハウス 2,000 ㎡ 自作地 2,000 ㎡ 労働力 家族 3人 （基幹1人 補助2人）	所得 536 万円 労働時間 4,000 時間	〈資本装備〉 ・パイプハウス ・動力噴霧器 ・養液栽培装置 ・炭酸ガス発生装置 ・暖房機 ・作業場 ・軽トラック 〈技術内容〉 ・優良品種の導入 ・養液による適正な肥培管理	・生産管理状況の記録 ・パソコンの活用による経営管理 ・複式簿記の記帳 ・青色申告の実施 ・作業管理日誌の記帳と活用 ・SNS 等を活用した販売促進	・月給制の導入 ・定期的な休日の実施 ・作業分担の明確化

算　出　の　基　礎

農業粗収入　－　農業経営費　＝　農業所得
1,920 万円　　1,384 万円　　536 万円

1　品　目　トマト

2　規　模　2,000 ㎡

3　生産量　32,000kg（16,000kg/10a）

4　単　価　600 円/kg

5　所得率　28%

6　単位面積当たりの労働時間　2,000 時間／10a

7　総労働時間　4,000 時間

8　補助者、雇用者の労働時間
補助者　2,000 時間

品目	規模 a	生産量 kg	単価 円/kg	所得率 %	品目	規模 a	生産量 kg	単価 円/kg	所得率 %
トマト	20	32,000	600	28					
					計	20	32,000	600	28

【個別経営体】

営農類型	規模	目標	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
施設野菜専作（イチゴ）	パイプハウス（本圃）3,600 ㎡ パイプハウス（育苗）540 ㎡ 労働力 家族１人 （基幹１人）	所得 589 万円 労働時間 2,000 時間	〈資本装備〉 ・パイプハウス（本圃） ・パイプハウス（育苗） ・高設栽培装置 ・暖房機 ・育苗システム ・予冷庫 ・動力噴霧器 ・作業場 ・軽トラック 〈技術内容〉 ・養液による適正な肥培管理	・圃場の集団化 ・パソコンの活用による経営管理 ・青色申告の実施 ・作業管理日誌の記帳と活用 ・直売を主体とした販売 ・収穫量が増加する春季に観光農園として経営 ・６次産業化を推進	・月給制の導入 ・定期的な休日の実施 ・従業員の技術力向上のための指導

算　出　の　基　礎

農業粗収入　－　農業経営費　＝　農業所得
2,571 万円　　1,952 万円　　619 万円

1　品　目　イチゴ

2　規　模　3,600 ㎡

3　生産量　12,960kg（3,600kg/10a）

4　単　価　直売　1,950 円/kg
観光　2,500 円/kg
（2,200 人集客、1 人当たり 900g 消費）
加工　1,000 円/kg

5　所得率　24%

6　単位面積当たりの労働時間　2,222 時間/10a

7　総労働時間　8,000 時間

8　補助者、雇用者の労働時間
雇用者　6,000 時間

9　1 時間当たりの雇用労賃　1,000 円

品目	規模 a	生産量 kg	単価 円/kg	所得率 %	品目	規模 a	生産量 kg	単価 円/kg	所得率 %
イチゴ（直売） イチゴ（観光） イチゴ（加工）	36	9,980 1,980 1,000	1,980 2,500 1,000						
					計	36	12,960		24

【個別経営体】

営農類型	規模	目標	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
施設野菜専作（イチゴ観光農園）	パイプハウス（本圃）2,000 ㎡ パイプハウス（育苗）200 ㎡ 労働力 家族１人 （基幹１人）	所得 585 万円 労働時間 1,920 時間	〈資本装備〉 ・パイプハウス（本圃） ・パイプハウス（育苗） ・高設栽培装置 ・暖房機 ・ヒートポンプ ・育苗システム ・直売所 ・動力噴霧器 ・作業場 ・統合環境制御 ・炭酸ガス発生装置 ・軽トラ 〈技術内容〉 ・養液による適正な肥培管理 ・統合環境制御による栽培管理 ・炭酸ガス発生装置による生産量の増加 ・ヒートポンプを活用した燃油削減型の施設栽培	・パソコンの活用による経営管理 ・青色申告の実施 ・パソコンによる作業管理の記録と活用 ・観光農園を主体とした経営 ・インターネットを活用した観光農園の運営	・月給制の導入 ・定期的な休日の実施 ・作業分担の明確化

算　出　の　基　礎

農業粗収入　－　農業経営費　＝　農業所得
2,016 万円　　1,431 万円　　585 万円

1　品　目　イチゴ

2　規　模　2,000 ㎡

3　生産量　8,400kg（4,200kg/10a）

4　単　価　観光　3,000 円/kg
（5,600 人集客、1 人当たり 900ｇ消費）
直売・加工　1,500 円/kg

5　所得率　29%

6　単位面積当たりの労働時間　2,200 時間／10a

7　総労働時間　4,400 時間

8　補助者、雇用者の労働時間
雇用者　2,480 時間

9　１時間当たりの雇用労賃　1,000 円

品目	規模 a	生産量 kg	単価 円/kg	所得率 %	品目	規模 a	生産量 kg	単価 円/kg	所得率 %
イチゴ（観光） イチゴ（直売・加工）	12 8	5,040 3,360	3,000 1,500						
					計	20	8,400		29

【個別経営体】

営農類型	規模	目標	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
酪農専業	乳用牛 経産牛 62 頭 育成牛 6 頭 飼料畑 4.0ha 自作地 2.5ha 借入地 1.5ha 労働力 家族 3 人 (基幹 1 人 補助 2 人)	所得 502 万円 労働時間 4,640 時間	〈資本装備〉 ・牛舎 ・堆肥舎 ・発酵処理施設 ・自動給餌機 ・トラクター ・バルククーラー ・ミルカー ・バーンクリーナー ・ホイルローダー ・は種機 ・ハーベスター ・プラウ、ロータリー ・発電機 ・ダンプトラック 〈技術内容〉 ・飼育管理の充実 ・環境衛生の推進 ・生産コストの軽減	・自給飼料の活用 ・パソコンの活用による経営管理 ・複式簿記の記帳 ・青色申告の実施	・定期的な休日の実施 ・作業分担の明確化 ・ヘルパー制度の活用

算出の基礎	
農業粗収入 － 農業経営費 ＝ 農業所得 9,034 万円　8,532 万円　502 万円	
1 品目 生乳	6 単位面積当たりの労働時間 155 時間/頭
2 規模 経産牛 62 頭 育成牛 6 頭	7 総労働時間 9,640 時間
3 生産量 620,000kg(10,000kg/頭)	8 補助者、雇用者の労働時間 補助者 2,640 時間 雇用者 5,000 時間
4 単価 122 円/kg	
5 所得率 5.6%	9 1 時間当たりの雇用労賃 1,100 円

【組織経営体】

営農類型	規模	目標	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
水稲専作	水田 42.0ha 借入地 42.0ha 作業受託 （主要作業） 45.0ha 労働力 基幹２人 補助１人	所得 2,230 万円 労働時間 5,530 時間	〈資本装備〉 ・トラクター ・田植機 ・コンバイン ・乾燥機 ・育苗ハウス ・倉庫 ・平積トラック ・フォークリフト ・畦塗り機 ・肥料散布機 ・草刈機 ・パワーショベル ・プラウ ・農薬散布ドローン ・トラック 〈技術内容〉 ・稚苗移植栽培 ・側条施肥田植え ・土壌分析による効率的な施肥 ・規模にあった機械・施設の導入 ・スマート農業機器等の導入	・圃場の集団化 ・圃場別生産管理状況の記録 ・パソコンの活用による経営管理 ・複式簿記の記帳 ・青色申告の実施 ・作業管理日誌の記帳と活用 ・補助金の活用	・作業環境の整備 ・月給制の導入 ・定期的な休日の実施 ・作業分担の明確化

算　出　の　基　礎

農業粗収入	－	農業経営費	＝	農業所得
5,090 万円		2,860 万円		2,230 万円

1　品　目　水稲

2　規　模　水稲　25.0ha
飼料米等　17.0ha
作業受託　45.0ha
（代かき･移植収穫･乾燥調製）

3　生産量　主食用米　129,500kg（518kg/10a）
飼料用米等　88,060kg（518kg/10a）

4　単　価　主食用米　183 円/kg
飼料用米等　65 円/kg
作業受託
（代かき･移植〔苗込み〕）
34,870 円/10a
（収穫･乾燥調製）　47,300 円/10a

5　所得率　44%

6　単位面積当たりの労働時間　17 時間/10a

7　総労働時間　5,530 時間

8　補助者、雇用者の労働時間
補助者　1,150 時間

第３　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第１で示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に千葉市で展開している優良事例を踏まえつつ、主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

1　新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

（1）個別経営体

営農類型	主要品目又は家畜名	経営規模					労働力		労働時間					延面積又は頭羽数	農業粗収入	経費		農業所得		所得率	主たる従事者1時間当り労働報酬
		水田		畑		計	基幹	補助	経営主	補助者	雇用者	計	10a当り又は頭羽数当り			計	10a当り又は頭羽数当り	主たる従事者1人当り	10a当り又は頭羽数当り		
		自作地	借入地	自作地	借入地																
		ha	ha	ha	ha	ha	人	人	時間		時間	時間	時間	ha	万円	万円	万円	万円	万円	%	円
露地野菜専作（ネギ基幹）	ネギ・キャベツ・ハクサイ				1.20	1.20	1	1.0	2,000	2,000	500	4,500	375	1.20	810	546	46	264	22	33%	587
露地野菜専作（秋冬ニンジン基幹）	秋冬ニンジン・落花生・ラッキョウ				1.50	1.50	1	1.0	1,800	1,400		3,200	213	1.50	496	245	16	251	17	51%	784
施設野菜専作（トマト直売）	トマト				1.50	1.50	1	1.0	2,000	1,500		3,500	233	1.50	1,154	899	60	255	17	22%	729
施設野菜専作（イチゴ観光農園）	イチゴ				0.20	0.20	1	1.0	2,000	2,000	400	4,400	2,200	0.20	1,474	1,202	601	272	136	18%	618

【個別経営体】

営農類型	規模	目標	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
露地野菜専作 （ネギ基幹）	畑　1.2ha 借入地　1.2ha 労働力 家族　2人 （基幹1人 補助1人）	所得 264万円 労働時間 4,000時間	〈資本装備〉 ・トラクター ・管理機 ・ネギローター ・ネギ皮むき機 ・ネギ定植機 ・ネギ収穫機 ・予冷庫 ・動力噴霧器 ・作業場 ・軽トラック 〈技術内容〉 ・土づくり （緑肥作物の導入） ・適切な輪作体系 ・土壌分析による効率的な施肥 ・機械・施設の導入による効率化	・圃場の集団化 ・圃場区画の拡大 ・圃場別生産管理状況の記録 ・パソコンの活用による経営管理 ・青色申告の実施 ・作業管理日誌の記帳と活用 ・臨時雇用の導入 ・新規就農者向け補助事業の活用	・休日制の導入 ・作業分担の明確化

算　出　の　基　礎

農業粗収入	－	農業経営費	＝	農業所得
810万円		546万円		264万円

1　品　目　ネギ・キャベツ・ハクサイ

2　規　模　1.2ha

3　生産量　ネギ　19,440kg（2,700kg/10a）
キャベツ　16,200kg（5,400kg/10a）
ハクサイ　9,720kg（5,400kg/10a）

4　単　価　ネギ　270円/kg
キャベツ　110円/kg
ハクサイ　110円/kg

5　所得率　33%

6　単位面積当たりの労働時間　375時間/10a

7　総労働時間　4,500時間

8　補助者、雇用者の労働時間
補助者　2,000時間
雇用者　500時間

9　1時間当たりの雇用労賃　1,000円

品目	規模 a	生産量 kg	単価 円/kg	所得率 %	品目	規模 a	生産量 kg	単価 円/kg	所得率 %
ネギ	72	19,440	270	29					
キャベツ	30	16,200	110	44					
ハクサイ	18	9,720	110	29					
					計	120	45,360		33

【個別経営体】

営農類型	規模	目標	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
露地野菜専作 (秋冬ニンジン基幹)	畑　1.5ha 借入地 1.5ha 労働力 家族　2人 (基幹1人 補助1人)	所得 251万円 労働時間 3,200時間	〈資本装備〉 ・トラクター ・ニンジン収穫機 ・ニンジン洗い機 ・ニンジン選別機 ・作業場 ・動力噴霧器 ・かんがい施設 ・土壌消毒機 ・トラック ・軽トラック 〈技術内容〉 ・土づくり (緑肥作物の導入) ・優良品種の導入 ・適切な輪作体系 ・商品化率の向上 ・土壌分析による効率的な施肥	・圃場別生産管理状況の記録 ・パソコンの活用による経営管理 ・複式簿記の記帳 ・青色申告の実施 ・作業管理日誌の記帳と活用 ・作業場改善 ・新規就農者向け補助事業の活用	・定期的な休日の実施 ・作業分担の明確化

算　出　の　基　礎

農業粗収入	－	農業経営費	＝	農業所得
496万円		245万円		251万円

1　品　目　秋冬ニンジン・落花生・ラッキョウ

2　規　模　1.5ha

3　生産量　秋冬ニンジン 40,500kg(4,050kg/10a)
落花生 1,260kg (315kg/10a)
ラッキョウ 1,800kg(1,800kg/10a)

4　単　価　秋冬ニンジン 100円/kg
落花生 440円/kg
ラッキョウ 200円/kg

5　所得率　51%

6　単位面積当たりの労働時間　160時間/10a

7　総労働時間　3,200時間

8　補助者の労働時間　1,400時間

品目	規模 a	生産量 kg	単価 円/kg	所得率 %	品目	規模 a	生産量 kg	単価 円/kg	所得率 %
秋冬ニンジン	100	40,500	100	48					
落花生	40	1,260	440	61					
ラッキョウ	10	1,800	200	69					
					計	150	43,560		51

【個別経営体】

営農類型	規模	目標	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
施設野菜専作（トマト直売）	パイプハウス 1,500 ㎡ 借入地 1,500 ㎡ 労働力 家族 2名 （基幹1人 補助1人）	所得 255 万円 労働時間 3,500 時間	〈資本装備〉 ・パイプハウス ・動力噴霧器 ・養液栽培装置 ・炭酸ガス発生装置 ・暖房機 ・作業場 ・軽トラック 〈技術内容〉 ・優良品種の導入 ・養液による適正な肥培管理	・生産管理状況の記録 ・パソコンの活用による経営管理 ・複式簿記の記帳 ・青色申告の実施 ・作業管理日誌の記帳と活用 ・SNS 等を活用した販売促進 ・新規就農者向け補助事業の活用	・月給制の導入 ・定期的な休日の実施 ・作業分担の明確化

算　出　の　基　礎

農業粗収益　－　農業経営費　＝　農業所得
1,154 万円　　899 万円　　255 万円

1　品　目　トマト

2　規　模　1,500 ㎡

3　生産量　21,375kg（14,250kg/10a）

4　単　価　540 円/kg

5　所得率　22%

6　単位面積当たりの労働時間　2,000 時間／10a

7　総労働時間　3,500 時間

8　補助者の労働時間　1,500 時間

品目	規模 a	生産量 kg	単価 円/kg	所得率 %	品目	規模 a	生産量 kg	単価 円/kg	所得率 %
トマト	15	21,375	540	22					
					計	15	21,375	540	22

【個別経営体】

営農類型	規模	目標	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
施設野菜専作（イチゴ観光農園）	パイプハウス（本圃）2,000㎡ パイプハウス（育苗）200㎡ 労働力 家族2人 （基幹1人 補助1人）	所得 272万円 労働時間 4,000時間	〈資本装備〉 ・パイプハウス ・高設栽培装置 ・直売所 ・動力噴霧器 ・作業場 ・統合環境制御 ・育苗システム ・炭酸ガス発生装置 ・暖房機 ・軽トラ 〈技術内容〉 ・養液による適正な肥培管理 ・統合環境制御による栽培管理	・パソコンの活用による経営管理 ・青色申告の実施 ・パソコンによる作業管理の記録と活用 ・観光農園を主体とした経営 ・インターネットを活用した観光農園の運営 ・新規就農者向け補助事業の活用	・月給制の導入 ・定期的な休日の実施 ・作業分担の明確化

算　出　の　基　礎

農業粗収益　－　農業経営費　＝　農業所得
1,474万円　　1,202万円　　272万円

1　品　目　イチゴ

2　規　模　2,000㎡

3　生産量　5,950kg（3,612kg/10a）

4　単　価　観光　2,550円/kg
（3,300人集客、1人当たり900g消費）
直売・加工　1,275円/kg

5　所得率　18%

6　単位面積当たりの労働時間　2,000時間／10a

7　総労働時間　4,400時間

8　補助者、雇用者の労働時間
補助者　2,000時間
雇用者　400時間

9　1時間当たりの雇用労賃　1,000円

品目	規模 a	生産量 kg	単価 円/kg	所得率 %	品目	規模 a	生産量 kg	単価 円/kg	所得率 %
イチゴ（観光）	12	4,334	2,550						
イチゴ（直売・加工）	8	2,890	1,275						
					計	20	7,224		18

第４　農業を担う者の確保及び育成に関する事項

１　農業を担う者の確保及び育成の考え方

（１）確保及び育成する農業を担う者の対象の考え方

本市農畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営体を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、千葉県農業者総合支援センター、県農業事務所、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制の導入や、ヘルパー制度への支援、農業労働力の確保支援等に取り組む。

加えて、本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、研修の実施等の支援を行う。

（２）支援施策の方向性

ア　農地の流動化に係わる支援

新たに本市に参入する農業法人や規模拡大を目指す農業者等が円滑に優良な農地を確保し、効率的な経営を行うことができるよう、農地中間管理事業や農地銀行制度の活用により、農地利用のマッチングを図るとともに、地域計画において、これらの者を地域の中心となる担い手と位置付けることにより、農地の集積を促進する。

イ　農作業受委託の推進

農地の有効利用を促進するため、地域営農集団・受託者組織の育成を推進し、安定的な収入の確保及び地域経済の活性化・地域農業後継者の確保を図る。

また、ライスセンターの強化による農作業受託を推進するため、千葉市米麦管理組合連絡会議を通じて、指導、育成等、連絡調整を行う。

ウ　資金融資に係わる支援

農業制度資金の効率的活用を推進し、経営改善の支援を図るため、農業協同組合等民間金融機関の融資する資金により施設等の整備を行う際に、農業者の負担を軽減するため利子補給を実施する。

エ　雇用労働力の確保に係わる支援

規模拡大や新規参入等に伴い労働者を新たに雇用する農業者に対し、人材募集に係る費用の支援を行う。

オ　農業経営体間の連携に係わる支援

都市化の進展に伴う地域住民との係わりを良好に保ち、農業経営を継続するためには、家畜糞尿の適正な管理と利用を促進する必要がある。これらを踏まえ、畜産農家が個々に整備した施設から生産される堆肥の有効利用を推進するため、耕種農家に対し家畜堆肥の情報を提供する。

カ　農業経営体の資質の向上に係わる支援

地域の中心的な経営体を育成するため、関係機関との連携により、経営技術、販売・加工などをテーマとする講座を開催し、資質の向上を図る。

また、農業経営改善支援センターにおいて、関係機関及び農業団体の協力を得て農業経営改善計画の認定を受けた農業者若しくは組織経営体又は、今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化など、農業経営の改善について指導及び研修会等を行う。

なお、農業経営改善計画の期間の了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

キ　新たな担い手の確保・育成に係わる支援

農業後継者や新規就農者に対し、就農の促進と定着化を図るための支援体制を確立するとともに、就農しやすい環境の整備を推進する。

また、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るための支援事業を活用する。

（ア）農業後継者の育成

農業を持続するため、農業後継者に対し、研修を行い、育成する。

（イ）新規就農者の育成

新たな担い手を確保・育成するため、新規就農者に対し、研修や営農指導等を行う。

ク　その他の支援

（ア）都市と農村の交流促進

都市部と農村部の交流を促進し、地域の農業振興と活性化を図るため都市住民との交流の場として地域資源を積極的に活用して地域の魅力を発信するとともに、市民農園や体験農園、観光農園などの農を知る・学ぶ機会や農業を体験する機会を通じ、都市住民の農業への理解醸成を促進する。

（イ）快適な農村環境の整備

農村地域における自然環境に配慮し、親水施設の機能を維持することで、豊かでうるおいのある快適な農村環境の確保に努める。

２　市町村内の関係機関との役割分担・連携の考え方

本市は、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

就農に向けた情報提供及び就農相談については、青年農業者等育成センター、技術や経営ノウハウについての習得については千葉県農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては、県農業事務所、農業協同組合、認定農業者や指導農業士等、農

地の確保については、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

３　市町村が主体的に行う就農等促進のための取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、県農業事務所や農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等の情報提供、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

これらのサポートは、本市が主体となって、就農準備会、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係団体と連携して実施する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないよう必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、新規就農者育成総合対策等、国や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

４　就農等希望者の受入から定着に向けたサポートの考え方・取組

本市は、県農業事務所及び農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び千葉県農業者総合支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を把握するよう努め、市域内において後継者がいない場合は、県及び千葉県農業者総合支援センター等の関係機関へ情報提供するとともに、関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第５　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

１　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第２に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

〇効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

地　域	予想農用地面積 （Ａ）	利用集積の目標面積 （Ｂ）	目標シェア （Ｂ/Ａ×100）
千葉市	３，３００ｈａ	９２７ｈａ	２８％

〇効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農地中間管理事業の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

（注）１　「効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を３作業以上実施している農作業受託面積を含む。）面積のシェアの目標である。

（注）２　目標年次は概ね１０年後とする。

２　その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

（１）農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本市における農用地の利用状況は、水田については利用集積が進んでいるものの、畑については依然として分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

（２）今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。そのため担い手育成を図るとともに、意欲ある認定農業者、法人への農地の利用集積を促進するための施策・事業の実施を図っていく。

（３）具体的な取組の内容

新たに本市に参入する農業法人や規模拡大を目指す農業者等が円滑に優良な農地を確保し、効率的な経営を行うことができるよう、農地中間管理事業や農地銀行制度の活用により、農地利用のマッチングを図るとともに、地域計画において、これらの者を地域の中心となる担い手と位置付けることにより、農地の集積を促進する。

（４）関係団体等との連携体制

本市では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構等が連携して施策・事業等の推進を実施する。

第６　農業経営基盤強化促進事業に関する事項

１　第１８条第１項の協議の場の設置の方法、第１８条第１項に規定する地域計画の区域の基準その他第４条第３項第１号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催に際しては、可能な限り幅広い農業者の参画を図るものとする。

参加者は、農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行うものとする。

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定するものとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、粗放的な利用等による農用地の保全等を図るものとする。

また、地域計画の策定に際しては、県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行い、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施するものとする。

２　農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

（１）農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

（２）区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領

域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（１～数集落）とするものとする。

（３）農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、（２）に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び、農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

（４）農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

（５）農用地利用規程の認定

① （２）に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第２３条第１項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第４号の認定申請書を千葉市に提出して、農用地利用規程について千葉市の認定を受けることができる。

② 千葉市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第２３条第１項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ　（４）の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ　農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③　千葉市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を千葉市の掲示場への提示により公告する。

④　①から③までの規程は、農用地利用規程の変更についても準用する。

（６）特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

①　（５）の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和５５年政令第２１９号）第５条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

②　①の規定により定める農用地利用規程においては、（４）の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア　特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ　特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ　特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③　千葉市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア　②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ　申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④　②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第１２条第１項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（７）農用地利用改善団体の勧奨等

①　（５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

②　①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③　特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導、援助

①　千葉市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 千葉市は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとする者が、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、県農業事務所、農業協同組合、農地中 間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

３ 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

（１）農作業の受委託の促進

千葉市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

① 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

⑥ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

（２）農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

４ その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

（１）農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本市は、１から３までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア　本市は、強い農業づくり総合支援交付金等によって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

イ　本市は、農業経営基盤強化資金等、制度資金の有効的な活用により、効率的かつ安定的な農業経営体を育成する。

ウ　本市は、農業経営の安定化を図るため、国営北総中央用水土地改良事業の用水を利用することで、安定的な水源の確保と地下水からの水源転換を行うとともに、利用地域の拡大を推進する。

エ　本市は、都市住民との交流を促進するため、いずみグリーンビレッジ事業等により、地域の農業振興と活性化を図る。

オ　本市は、地域の農業振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

（２）推進体制等

①　事業推進体制等

本市は、農業委員会、県農業事務所、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後１０年にわたり、第１、第３で掲げた目標や第２の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を推進する。

②　農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、千葉市は、このような協力の推進に配慮する。

第７　その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

１　この基本構想は、令和　５年　月　　日から施行する。

千葉市経済農政局農政部

令和５年　月

〒260-8722　千葉市中央区千葉港１番１号

電　話　043(245)5757　ＦＡＸ　043(245)5884